

管理不全空き家一覧表

※赤字・・・前回の会議からの動き

No.	受付年月日	所在地	確認年月日	建物等の状況	所有者等への対応状況	H26審議会での指摘事項	今後の市の対応など
1	H24.11.19	南四日町1丁目	H24.12.3 H25.12.4 H26.10.14 H26.10.16 H26.10.30 H27.10.28 (随時確認)	H26.10.30 外観目視による住宅の不良度判定の手引きによる調査結果 ①の建築物 70点 ・外壁は仕上材の一部がはがれ、下地が露出している。 ・屋根は瓦が剥落し、ずれが生じている。 ②の建築物 155点(不良住宅) ・柱の傾斜及び土台の腐朽が著しい。 ・屋根に不陸がある。 ③の建築物 225点(不良住宅) ・既に建物中間部が倒壊している。残存部分も倒壊の恐れがある。	別紙参照	年内に対策案が提出されない場合、再度文書を送付する。 頻繁に現地を確認する。 敷地内に子供が入りやすい状況の改善と、①の建築物の瓦の撤去、③の建築物の道路側へ飛び出しているトタンの撤去が応急的に必要。 今後の状況によって勧告をするか検討する。	面談、文書送付
2	H25.7.25	本町1丁目	H25.7.30 H26.10.14 H27.10.20	H27.11.19 外観目視による住宅の不良度判定の手引きによる調査結果 240点(不良住宅) ・現時点で、建物中間部が倒壊している。残存部分についても倒壊の恐れがあることから、速やかに解体の措置が必要である。	別紙参照	再度文書を送付する。	面談、文書送付
3	H24.11.6	北四日町	H24.12.3 H25.6.25 H25.10.30 H26.10.14 H27.10.28	・すぐに倒壊の危険はない。 ・窓がはずれ雨水が入って腐ってくる。 ・缶などのゴミが散乱して衛生的に悪い。 ・工場の跡と思われる。 H26.10.14 変化なし H27.10.28 変化なし	H25.7.23、H25.11.15 相続人へ改善指導文書送付 H25.12.2 9:35㍑あり 水害以降そのままの状態となっている。手を付けたいが、解体を建設業者に見積もってもらったら280万位と言われ、資金がなく対応できない。周囲の片付けでもと話をしたが、近所の人に会うのが怖くて行けないとのこと。シルバーと空き家管理者を紹介する。検討してみるとのこと。	文書は送付せず、まずは電話等でゴミを撤去するようお願いする。	電話、面談
4	H24.11.21	月岡4丁目	H24.12.3 H25.6.27 H25.10.30 H26.11.7 H27.11.2	・火事で屋根が落ちている。 ・土台はしっかりしている。 ・雨により内部が腐食して崩れる可能性あり。 ・すぐに倒壊する危険性はない。 H26.11.7 南側が更に崩れ、南側への傾きが大きくなっている H27.11.2 特に変化なし。	H25.7.23、H25.11.15 改善指導文書送付	文書は送付せず、まずは所有者と面談し、今後の対応方針を確認し指導する。	面談
5	H24.12.3	籠場	H24.12.4 H24.12.5 H25.6.27 H25.10.30 H26.11.7 H27.11.2	・軒先が折れて落ちている。 ・倒壊の危険は少ない。 H26.11.7 変化なし。玄関が開いていて、仏壇が手入れされているようであった。たまに人が来ていると思われる。 H27.11.2 特に変化なし。	H25.7.23、H25.11.15 改善指導文書送付(代表者へ送付) H25.11.18㍑あり(代表者の息子から) 「相続放棄をしてもう関係ない。調査すると、所有権があることが判明したが、自分では対処できない。他の権利者にも同様に通知してもらいたい。具体的にどうすれば良いのか聞かせてほしい。」 ※競売が開始された。落札者が決定したかどうか、所有権の移転を調べ、慎重に対応する。	競売の手続人と結果を調べ、文書を送付する。	競売状況確認、文書送付

管理不全空き家一覧表

※赤字・・・前回の会議からの動き

No.	受付年月日	所在地	確認年月日	建物等の状況	所有者等への対応状況	H26審議会での指摘事項	今後の市の対応など
6	H24.11.2	福島新田	H24.12.4 H25.6.27 H26.11.7 H27.2.16 H27.10.26	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦が落ちている部分がある。 ・外壁も崩れている。 ・窓が割れており、雨が入って次第に腐っていく。 ・すぐに倒壊する危険性はない。 H26.11.7 特に変化なし。 H27.2.16 強風の影響で更に瓦、外壁、窓ガラスなどが飛散していた。 H27.10.26 特に変化なし。	H25.7.23 相続人へ改善指導文書送付 H25.7.29 相続人から返あり。 「こちらへ来ることができず、すぐには資金的にも対応はできない。」 H27.2.16 相続人へ返。「資金的に対応できない。ひとまず現状の写真を送ってもらい、応急対策をとるかどうか決めたい。」とのこと。→2月18日、写真を送付した。 H27.2.25 相続人から返。「今年中(雪が降る前)には一度、現地を確認して、知り合いの業者にどれくらいの費用がかかるか聞いてみる。」とのこと。 H27.9.3 相続人から返。「忙しくて年内に現場確認することはできない。資金面では姉妹に相談しているが、難しい。」とのこと。予算の範囲内で危険な箇所だけでも修繕することを要請し、今年は無理でも来年春までには返をもらい、現場立ち会いたい旨伝えた。また、所有者向け各種パンフを郵送すると伝えた。←9/7郵送。 ※H28春現場立会い	再度文書を送付する。	現場立会い、文書送付
7	H24.10.31	善久寺	H24.12.4 H25.6.27 H25.10.30 H26.11.7 H27.10.26	<ul style="list-style-type: none"> ・柱が崩れ屋根瓦が落ちて穴が開き、そこから雨が入っている。 ・外壁の板がはがれ、土壁が露出している。 ・周囲に住宅はない。 H26.11.7 特に変化なし。 H27.10.26 取り壊し済み	H25.7.23、H25.11.15 改善指導文書送付	相続人と面談する。	改善済み(対応不要)
8	H24.10.31	善久寺	H24.12.4 H25.6.27 H25.10.30 H26.11.7 H27.7.31 H27.10.26	<ul style="list-style-type: none"> ・軒裏のアタシがはげている。 ・屋根は目立った痛みはない。 ・軒裏の鉄板もはがれている。 ・周囲に住宅はない。 ・農舎は下屋が崩れている。 ・雑草など繁茂し衛生的に問題か。 ・鬼瓦が落ちている。 ・すぐに倒壊する危険性はないが、倒れると道路に倒れてくる可能性あり。 ・外壁などがめくられて飛ぶ可能性もある。 H26.11.7 特に変化なし。 H27.7.31 特に変化なし。 H27.10.26 特に変化なし。	H25.7.23 相続人へ改善指導文書送付 H25.8.12 相続人から返あり。8/16に弟が栃木県宇都宮市から帰るので、来所して相談したいとのこと。 H25.8.16環境センターに来所。「建物は父名義だが、土地は相続の手続きを行っていないため、100人近く印が必要となる。取りあえず敷地内の草刈りは行うが、建物は後回しとなる。更地にしてもその土地の所有者が誰になるかわからないのでどうしようもない。建物は市で有効活用してもらえば貸し出しても良いと考えている。」とのこと。 H27.7.30 相続人より返あり。「解体する方向で考えている。8/3環境センターを訪問するので相談ののってほしい。」とのこと。 H27.9.4 相続人より返あり。「年内に解体することが決まった。今後の空き地の管理については難しいが、近隣の方にその旨説明し理解を得たい。」とのこと。 H27.10.30 相続人より返あり。「業者の都合で来年4月に取り壊す。」とのこと。 ※H28春取り壊し予定	文書は送付せず、電話等で具体的な改善指導をする。	取り壊し現場確認
9	H24.11.7	曲谷	H24.12.4 H24.12.5 H25.10.30 H26.11.7 H27.10.26	<ul style="list-style-type: none"> ・軒先が折れている(1、2階部分)。 ・雪のため折れたと思われる。 ・すぐに倒壊の危険性はない。 H26.11.7 特に変化なし。 H27.10.26 特に変化なし。	H25.7.23、H25.11.15 相続人へ改善指導文書送付	文書は送付せず、電話等で具体的な改善指導をする。	電話、面談

管理不全空き家一覧表

※赤字・・・前回の会議からの動き

No.	受付年月日	所在地	確認年月日	建物等の状況	所有者等への対応状況	H26審議会での指摘事項	今後の市の対応など
10	H24.8.28	鹿峠	H24.8.28 H25.6.27 H25.10.30 H26.11.7 H27.8.4 H27.10.26	<ul style="list-style-type: none"> 軒先が折れている。 一部崩落している。 すぐに倒壊する危険性はない。 <p>H26.11.7 特に変化なし。 H27.8.4 裏側が更に崩れた。裏の物置も一部崩れている。 H27.10.26 更に状況悪化</p>	<p>H25.7.23、H25.11.15 納税管理人へ改善指導文書送付 H26.5.15 収納課より、所有者の弟から「家屋については今後壊すか売るかを検討している、もう少し待ってもらいたい」との電話があったとの情報提供あり。納税管理人は今後、弟に変わるので、連絡する際は弟に連絡してほしいとのこと。 H27.8.7 収納課より、弟から納税について相談の電話があったとの情報提供あり。空き家の件も話が出たとのことで、15:00頃、弟の携帯にTEL。「早急に壊したいと考えている。金融機関から融資を受けられるか確認する。」とのこと。 H27.9.15 11:50頃、弟へTELするが応答なし。その後、折り返しTELあり、「金融機関には相談していない。今、司法書士と弁護士に相談し、建物を残したまま買い手がいるか探してもらっている。解体費用と土地売却代を相殺したいと考えている。」とのこと。結果がきたら市へ連絡するよう要請した。 H27.11.12 建築課より、解体工事の届出があったとの情報提供あり。写しをもらった。→収納課へその旨情報提供。 ※年内に取り壊し予定</p>	<p>文書は送付せず、電話等で具体的な改善指導をする。</p>	<p>取り壊し現場確認</p>
11	H24.12.26	桜木町	H25.1.30 H25.6.25 H25.10.30 H26.11.11 H27.10.28	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に雨どいが落下しそうである。 干し柿が干してあったので誰か来ている可能性あり。 水害の被害を受け直していないのか。 すぐに倒壊するという危険はない。 <p>H26.11.11 雨樋(1箇所)は直ってなかったが、玄関付近に置いてある物から誰かがたまたま来ているものと推測される。車が置いてあり、干し柿もあった。北側が若干崩れているが、北側は空き地なので特に問題はなさそうであった。 H27.10.28 特に変化なし。</p>	<p>H25.7.23 改善指導文書送付 H25.7.24写真No.26の分と間違えて送付。照会の電話があり、正規のものを送付する。電話の際、解体費用に聞かれたため、百万円程度と回答する。</p>	<p>文書は送付せず、電話等で具体的な改善指導をする。</p>	<p>電話、面談</p>
12	H24.12.7	曲淵1丁目	H25.1.30 H25.6.25 H25.10.30 H26.11.11 H27.10.28	<ul style="list-style-type: none"> 外壁落下のおそれあり。 倒壊の危険はない。 <p>H26.11.11 特に変わりはなし。玄関前に瓦がかなり落ちていたが、敷地が広く、近隣のお宅に迷惑がかかるような状況ではなかった。 H27.10.28 特に変化なし。</p>	<p>H25.7.23、H25.11.15 相続人へ改善指導文書送付 隣家と誤って文書を送付する。再度確認し8/19に文書を送付する。</p>	<p>文書は送付せず、電話等で具体的な改善指導をする。</p>	<p>電話、面談</p>
13	H24.12.7	曲淵1丁目	H25.1.30 H25.6.25 H25.10.30 H26.11.11 H27.10.28	<ul style="list-style-type: none"> 雨どい、屋根材の落下の危険あり。 ベランダはすぐに落下することはないが危険になるかも。 窓が割れて雨水が入っている。腐食している恐れがある。 <p>H26.11.11 特に変わりはなし。東側に舗装されていない細い道があり、雨樋、屋根材、ベランダが落下すると危険である。 H27.10.28 特に変わりなし。</p>	<p>H25.7.23、H25.11.15 相続人へ改善指導文書送付</p>	<p>文書は送付せず、電話等で具体的な改善指導をする。</p>	<p>電話、面談</p>

管理不全空き家一覧表

※赤字・・・前回の会議からの動き

No.	受付年月日	所在地	確認年月日	建物等の状況	所有者等への対応状況	H26審議会での指摘事項	今後の市の対応など
14	H24.12.19	月岡2丁目	H25.1.31 H25.6.27 H25.10.30 H26.11.11 H27.11.2	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関屋根落下のおそれあり。 ・家屋内は泥が上がったままの状態。 ・倒壊のおそれはない。 H26.11.11 伸びた樹木は9.22伐採済み(9.21事務記録参照)。下西氏の車がこれまで通り車庫に入っていた。腐食している可能性はあるが、すぐに倒壊の恐れはない。 H27.11.2 特に変化なし。	H25.7.23郵便が戻ってきた。固定資産税で調べたところ、相続人がいないため課税されていないとのこと。	相続人を突き止めて、改善指導をする。	電話、面談
15	H25.2.4	南新保	H25.2.7 H25.6.13 H26.10.14 H27.10.28	<ul style="list-style-type: none"> ・ベランダ部分と出窓部分の一部がはがれ落ちる可能性あり。 ・玄関ひさし部分もはがれ落ちの可能性。 ・窓ガラスがない場所が数箇所ある。 ・外壁がはがれている部分あり、飛散のおそれ。 ・屋根の傾きあり。 ・建物が正面から見て左側に傾いて見える。 H26.11.11 状況は変わりなし。 H27.10.28 変わりなし。	H25.6.13現在、住人がいることを確認。生活保護受給すること H25.10.22現在、福祉課生活保護で修繕予定。住人入院のため空き家になる予定。(建築課より情報提供) H25.11 福祉課から、住人が施設入所したため、再び空き家となったとの連絡があった。貸主と相談するよう伝える。	現在空き家なのかどうか、貸主に確認する。	福祉課と連携し対応
16	H25.4.16	飯田	H25.4.16 H26.11.7 H27.5.11 H27.7.24 H27.10.26	<ul style="list-style-type: none"> ・市道側へ柱・壁が倒れ掛かっており、ロープで引いている。 ・家屋が倒壊し、ガレキが放置された状態。 H26.11.7 前方のみ撤去し、草繁茂。後方は残ったまま。 H27.5.11 状況変わらず。 H27.7.24 若干、手を加えた様子がうかがえた。 H27.10.26 大部分は撤去された。	H25.4.23 所有者へTEL 徐々に撤去するとの回答 H25.6.7 自治会長から変化なしの連絡あり、所有者へTEL H25.8.28 三者で協議 11月末までに片付けるとの回答 H27.5.27 所有者を訪問 留守 H27.5.28 所有者へTEL 留守 H27.6.15 三者面談 11月末までに物置以外を撤去して更地にすると回答 H27.7.7 所有者から11月末までの解体予定が記載された手紙が届く ※11月末までに撤去予定	一度文書を送付する。 (後方部分をどうするのか確認)	撤去確認
17	H25.5.13	西裏館1丁目	H25.5.13 H25.10.17 H26.11.11 H27.3.12 H27.5.11 H27.10.20	<ul style="list-style-type: none"> ・一部外壁が剥がれている。 ・一部瓦が落ちており危険。 ・倒壊の恐れはない。 H26.11.11 特に変わりなし。 H27.3.12 3/10・11の強風の影響で南側(隣家側)の状況が更に悪化した。 H27.5.11 特に変わりなし。 H27.10.20 特に変わりなし。	H25.5.21 所有者の弟へTEL 所有者の本家と検討するとの回答 H25.6.19 弟へTEL 相談するとの回答 H25.10.11 弟へTEL 対応できない 市で何とかしてもらいたいとの要望 H27.3.12 隣家から3/10・11の強風でタンが飛んだりしているとの通報があり、また催促してみると伝えた。 H27.3.19 弟宅(加茂市)を訪問。皆、相続放棄したとのこと。	まずは訪問し、訪問しても応じない場合は弟へ文書を送付する。	相続放棄調査
18	H25.6.24	直江町2丁目	H25.6.24 H26.11.11 H27.10.28	<ul style="list-style-type: none"> ・2階窓枠が外れ、落下している。 H26.11.11 特に変わりなし。軒先も一部崩れ落ちている。風雨で雨樋や外壁が飛散したり、他の窓ガラスも落下する恐れあり。 H27.10.28 特に変化なし。	H25.6.26 依頼文書送付 ※H27.10.28 不動産業者が管理しているとの情報を隣家から入手。隣家が草刈りを依頼されているとのこと。	再度文書を送付する。 (ガラスと軒下の撤去)	不動産業者へ連絡

管理不全空き家一覧表

※赤字・・・前回の会議からの動き

No.	受付年月日	所在地	確認年月日	建物等の状況	所有者等への対応状況	H26審議会での指摘事項	今後の市の対応など
19	H25.7.19	東三条1丁目	H25.7.25 H26.9.16 H27.7.24	<ul style="list-style-type: none"> ・ひさしのモルタル落下の恐れあり。 ・壁の塗り材と下地の板が腐って落下する恐れあり。 ・養生シートが張られていた。 ・外壁等の落下により通行者に危険が及ぶ恐れあり。 ・屋根のトタンも剥がれている。 ・ひさしの上のトタンが風で暴れる。 <p>H26.9.16 特に変わりなし。 H27.7.24 修繕済み</p>	H25.8.2 依頼文書送付 H25.8.14 TELあり 屋根・庇の補修をするとの回答	再度文書を送付する。	改善済み(対応不要)
20	H25.8.12	安代	H25.8.13 H26.11.7 H27.10.26	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根のトタン板が剥がれている。 ・周囲に雑草がはもしている。 <p>H26.11.7 特に変化なし。 H27.10.26 特に変化なし。</p>	H25.8.19 依頼文書送付 H25.8.26 所有者からTEL 見附市で生活保護受給、体調も悪く対応できないとの回答 親戚に当たってみたいとのこと H25.9.24TELする 状況は変わらず、親戚も対応できないとのこと 市から親戚へ話をしてもらえないかとの要望があったが、所有者で対応いただくよう依頼 H26.7.31 大竹氏へTEL。「入院している。具合が悪くて対応できない。」と言われ電話を切られた。その後繋がらなかった。	親戚ではなく、所有者へ再度文書を送付する。 (屋根全体の補修か残りのトタン板の撤去が必要)	面談、文書送付
21	H26.4.14	本町2丁目	H26.4.15 H26.8.13 H26.10.14 H27.5.26 H27.10.20	<ul style="list-style-type: none"> ・土蔵部分の外壁が一部剥がれ、飛散の恐れあり。 ・エアコン室外機が落下の恐れあり。 ・倒壊の恐れはない。 <p>H26.10.14 特に変わりなし。 H27.5.26 特に変わりなし。 H27.10.20 特に変わりなし。</p>	H26.8.18 所有者の孫へ依頼文書送付 H27.5.28 孫へTEL 留守 H27.5.29 孫へTEL 「迷惑をかけて申し訳ない。何とかしたい。」とのこと。ひとまず6/12現地で立ち会うこととした。 H27.6.12 現地立会い時、相続してからでないと対処できない旨の話があり、司法書士を紹介した。 H27.9.8 孫より電子メールが届いた。「現在、弁護士に委任して対応中。同時に工務店へ見積依頼や最低限の保全処置を講じるよう動き始めた。」とのこと。 ※修繕予定	再度文書を送付する。	修繕状況現場確認
22	H26.6.15	荒町1丁目	H26.6.17 H26.11.11 H27.1.15 H27.3.12	<ul style="list-style-type: none"> ・渡り廊下の屋根のトタン一部落下。残った部分も強風により飛散の恐れあり。 ・階段部分の樋が落下しかけている。 ・鉄骨の錆はあるが、倒壊の恐れはない。 <p>H26.11.11 特に変わりなし。 H27.1.15 特に変わりなし。 H27.3.12 渡り廊下の屋根並びに落下の恐れがあった雨樋が撤去されていた。</p>	H26.6.30 依頼文書送付 H27.1.15 所有者宅を訪問。業者に相談するとのこと。方針が決まり次第TELくる。 H27.3.12 現地を確認したところ、問題となっていた箇所(渡り廊下の屋根と雨樋)は撤去されていた。	再度文書を送付する。	改善済み(対応不要)
23	H26.7.9	西裏館1丁目	H26.7.15 H27.10.20	<ul style="list-style-type: none"> ・西側の外壁が一部剥がれている。 ・今すぐ倒壊の恐れはない。 ・草が繁茂し、蚊が発生している。 <p>H27.10.20 屋根のトタンが敷地内に飛散</p>	H26.8.18 所有者の孫(石川県金沢市在住)へ依頼文書送付 →「あて所に尋ねあたりません」で返却	再度文書を送付する。	文書送付

管理不全空き家一覧表

※赤字・・・前回の会議からの動き

No.	受付年月日	所在地	確認年月日	建物等の状況	所有者等への対応状況	H26審議会での指摘事項	今後の市の対応など
24	H26.9.30	渡前	H26.10.1 H27.2.16 H27.2.23 H27.3.2	・土蔵と物置の瓦が落下する恐れがある。 H27.2.16 特に変わりなし。瓦の剥がれ、落下がある。住宅も老朽化し、屋根のトタンの大部分が無く、風雨で飛散したと思われる。 H27.2.23 物置のみ修繕(応急措置)してあった。 H27.3.2 土蔵も修繕(応急措置)してあった。	H26.11.25 民生委員来庁。これから所有者の娘3人(60代)の戸籍照会し、居所を突き止めて手紙を送るなどしたいと伝えた。いずれにしても時間はかかる旨了承を得る。 H27.2.16 近所から娘3人の電話番号を聞いた。 H27.2.16 16:30頃、娘に電話した。「近いうち(1・2年)に全部取り壊したいと考えているが…。応急措置として、物置と土蔵の屋根を業者に頼んで補修する。」とのこと。方針が決まったら環境課へ電話するよう要請した。 H27.2.23 9:00頃、娘より瓦。「20日(金)、業者から見てもらい、屋根を修繕した。」とのこと。→10:00頃、現場確認。物置のみ修繕(応急措置)してあった。→13:30頃、土蔵も修繕するよう娘へ伝えた。修繕が終わったら瓦くる。 H27.2.27 15:25頃、娘より瓦。「土蔵も修繕した。」とのこと。 H27.3.2 15:30頃、現場確認。土蔵も修繕(応急措置)してあった。 H27.3.6 11:40頃、民生委員来庁。写真を見せて応急措置した旨伝えた。今後も状況を見て危険な状態になったら連絡いただけるよう依頼した。 ※応急措置済み	戸籍を調べ、親族が転籍している場合は他市町村に照会し、文書を送付する。道路管理者(市)でコーンを置いたり、バス停の移動を検討する。	現場確認、電話
25	H26.10.6	一ノ門1丁目	H26.10.14 H26.11.20 H26.12.8	・雨漏りにより小屋組が腐る恐れあり。 ・外壁が一部落下している。残りの部分も今後風雨で飛散の恐れあり。 ・雨樋が一部落下しかけている。 ・近々の倒壊の恐れはないが、雨漏りを直さないと倒壊の恐れが出てくる。 H26.12.8 応急処置済み。(ブルーシートが掛けられていた)。	H26.11.17 所有者宅を訪問し、奥様に手紙と写真を渡した。補修の日程が決まったら電話がくる予定。 H26.11.20 近所2件から苦情があり、その後検討したか聞くために日中と20時頃電話したが留守であった。 H26.11.21 所有者宅のポストに手紙と写真を投函した。対応方針について、ひとまず電話で知らせる旨記載。 H26.11.27 近所1件と自治会長から電話があり、変わっていないとのこと。→16:00頃訪問(奥様対応)。「業者から見積もりを取った。早急に取り壊す予定。」とのこと。日程が決まり次第、電話で知らせる旨依頼。 H26.12.3 18:30頃訪問(奥様対応)。「見積もりをとっており、年内には取り壊す予定である。最近風が強い日が続いていて、自分も気にかけているが…。応急処置用としてビニールシートを買ってあるが、この風ですぐ対処してくれる業者がいない。」とのこと。早々に業者から応急処置をしてもらうことと、段取りが決まり次第必ず市に連絡するよう要請し帰庁した。 H26.12.5 自治会長から電話があり、「剥がれ落ちかけていたものは撤去され、ブルーシートが掛けられていた。これで当面、心配がなくなった。」とのこと。 ※応急処置済み	応急処置としてブルーシートを掛けたが、今後も定期的に巡回し確認する。指導文書は出さずに暫く様子を見る。	現場確認、訪問
26	H26.10.20	神明町	H26.11.11 H26.12.9	・庇が一部崩れ落ちている。今後、風雨により残った部分も落下の恐れあり。 ・倒壊の恐れはない。 H26.12.9 庇が撤去され、補修してあった。	H26.11.26 改善依頼文書送付 →11.28所有者から電話があり、近々、取り壊すとのこと。	倒壊の恐れはなく、庇だけが問題となっていたが、現在は補修済みなので、指導文書は出さずに暫く様子を見る。	改善済み(対応不要)
27	H26.11.28	本町2丁目	H26.12.9 H27.10.20	・3階部分の外壁、屋根が一部落下。残りの部分も落下の恐れがある。 ・窓2ヶ所、シャッター2枚開いていて、防犯上よくない。雨水の侵入により腐食し、倒壊の危険性が高まっていく。 ・アンテナが落下の恐れがある。 ・外階段の屋根が落下の恐れがある。トタンなどのゴミが散乱していて、不法投棄を誘発する。 H27.10.20 特に変わりなし。	※住民登録が空き家所在地にあり、まずは条例該当物件か確認するため瓦する。 H27.3.4 11:40自宅へ瓦(不在) H27.3.5 13:10自宅へ瓦(不在) H27.3.6 11:30自宅へ瓦(不在) その後、固定資産税情報から、所有者の携帯電話番号を調べた。 H27.3.6 12:00携帯へ瓦。「危険なことは分かっている。お金を貸してくれば対応する。」との話があり、その他に暴言を吐かれた。現在の住所を聞き取り、市から文書を送る旨伝えた。 H27.3.10 所有者へ改善指導文書送付。	—	再指導文書送付

管理不全空き家一覧表

※赤字・・・前回の会議からの動き

No.	受付年月日	所在地	確認年月日	建物等の状況	所有者等への対応状況	H26審議会での指摘事項	今後の市の対応など
28	H27.2.2	東光寺	H27.2.5 H27.3.20 H27.10.26	<ul style="list-style-type: none"> ・小屋の上に置いてあるタン、脚立、タイヤなどが隣家に落下する恐れがある。 ・庭先に置いてある材木や、小屋の外壁・屋根などが今後の風雨により道路や隣地に飛散する恐れがある。 ・住宅は目立った損傷はない。 <p>H27.3.20 状況は変わらず。 H27.10.26 状況は変わらず。</p>	<p>H27.2.23 改善指導文書送付 H27.3.4 高齢介護課よりH。「所有者は老人ホームに入所している。体の状態は悪く、自分で判断できる状況ではない。身寄りがいないため、行政で取り壊しや修繕をして費用を所有者に請求できないか？」と老人ホームから話があったとのこと。市としては第2段階として戸籍を調べ、身寄りがいないか確認することと、行政代執行は条例に基づき審議会に諮問した上で決定するもので、簡単にはできないことを伝えた。 ※本件については、今後も老人ホームではなく高齢介護課を経由する。</p>	—	戸籍調査
29	H27.2.24	柳沢	H27.3.2 H27.11.2	<ul style="list-style-type: none"> ・下屋の屋根が崩れかけている。雨水の侵入により腐食し、今後、下屋が崩落する危険がある。 ・アンテナが落下する恐れがある。 ・雨樋が一部落下している。 ・玄関脇に落下したタンなどのゴミが散乱し、衛生的に問題がある。不法投棄を誘発する。 <p>H27.11.2 特に変化なし。</p>	<p>H27.3.10 14:00頃、戸籍を基に所有者の前妻宅を訪問。「所有者は1/26に死亡したようだが、2月に入ってからそれを知った。子供を含めて全員、相続放棄の手続きをしたので対処できない。所有者が残した借金のことや、離婚のことなどで長男も相当参っているの、長男と面談しないでほしい。」とのこと。</p>	—	相続放棄確認
30	H27.3.2	南四日町2丁目	H27.3.2 H27.10.28	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦と外壁が一部落下し、今後も風雨により隣家側に落下する恐れがある。 ・庇、雨樋、アンテナが落下する恐れがある。 ・近々の倒壊の恐れはない。 <p>H27.10.28 特に変化なし。</p>	<p>H27.3.2 所有者宅を訪問。祖母対応。「主人が病気で無職のため、資金面で対応できない。」とのこと。せめて隣家側の屋根と外壁を応急措置するよう依頼したが対処しそうな様子ではなかった。後日、市から指導文書を送付する旨伝えた。 H27.3.11 改善指導文書送付</p>	—	再指導文書送付、面談
31	H27.7.9	鬼木新田	H27.7.24 H27.10.26	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦落下 ・窓ガラス破損により雨水侵入 ・ゴミが敷地内に散乱 ・雑草、樹木繁茂 <p>H27.10.26 特に変化なし。</p>	<p>H27.7.28 所有者宅を訪問するが留守</p>	—	再訪問、文書送付
32	H27.8.11	柳川新田	H27.8.13 H27.10.26	<ul style="list-style-type: none"> ・一部外壁剥離 ・雨水侵入による腐食の恐れ ・雑草、樹木繁茂 <p>H27.10.26 特に変わりなし。</p>	<p>H27.8.19 住民登録が空き家所在地にあり、情報収集のため親戚宅を訪問するが留守</p>	—	再訪問、文書送付